

## 熊本県司法書士会補助者細則

### (目的)

第1条 この細則は、熊本県司法書士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第9章の補助者に関する事項を定め、もって司法書士業務の適正な遂行に寄与することを目的とする。

### (補助者の定義)

第2条 補助者とは、司法書士が、司法書士法（以下「法」という。）第3条の業務を行なうにつき、その業務を補助させるために使用する者をいう。

### (使用の制限)

第3条 会員は、補助者として使用する趣旨が明らかに制度の目的に反する者を補助者として使用することはできない。

### (補助者の届出)

第4条 会員は、補助者を置いたときは、届出書に次の各号の書類を添付し、所属支部を經由して本会に届け出なければならない。

- (1) 補助者となるべき者の自筆履歴書
- (2) 前条に該当していない者であることの誓約書
- (3) 住民票の写し
- (4) 写真2葉

2 会員は、前項の届出事項に変更があったときは、所属支部を經由して本会に届け出なければならない。

### (指導)

第5条 本会は、会員に対し、その補助者が第3条に該当するおそれがある者であるときは、適正に是正するよう指導することができる。

### (解職届)

第6条 会員は、補助者が退職し又は補助者を解職したときは、14日以内に所属支部を經由して本会に解職届を提出しなければならない。

### (届出等の催告)

第7条 本会は、必要がある場合は、会員に対して補助者の届出、退職又は、解職若しくは変更の届出を行うよう催告することができる。

### (補助者証及び補助者徽章)

第8条 本会は、会員に対し届出を受理した後すみやかに補助者証及び補助者徽章を交付しなければならない。

- 2 会員は、補助者の執務に際して、補助者証を携帯させ、補助会員は、補助者者徽章を佩用させなければならない。
- 3 会員は、補助者を解職したときは、直ちに補助者証及び補助者徽章を本会に返還しなければならない。
- 4 会員は、補助者証又は補助者徽章を滅失若しくは損傷したときは、再交付を請求しなければならない。
- 5 補助者証の様式及び補助者徽章は、別に定める。

(支部長の処置)

第9条 支部長は、支部所属会員のうち会則又はこの規則に抵触する者がある事実を知ったときは、遅滞なく、本会に報告しなければならない。

(会員の指導等)

第10条 本会は会員に対し、補助者の使用について指導することに努めるとともに、会員が会則又はこの規則に反して補助者を使用したときは、会則に従って処置するものとする。

(様式の定め)

第11条 この規則による届出、通知及びその他の文書の様式は、本会の定める様式によるものとする。

(補助者委員会)

第12条 本会に、補助者の適正な使用を確保するため必要な事務を行うための補助者委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の事務を行う。
  - (1) 第5条に関する事務
  - (2) 補助者の指導、調査及び研修に関する事務
  - (3) その他補助者に関する必要な事務

(委員会の組織)

第13条 委員会は、3名以上5名以内をもって組織する。

(委員会の構成)

第14条 前条の委員は、理事会で選任する。

- 2 委員会に委員長1名を置き、必要がある場合には副委員長を置くことができる。
- 3 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

(委員会の任期)

第15条 委員会の委員の任期は、前条第1項により選任をした理事会を組織する役員の任期を同一とする。

(委員長・副委員長の職務)

第16条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を統轄する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職

務を行う。

(秘密の保持)

第17条 委員及び委員であった者又は委員会に参加した者は、委員会の審議の内容に関し、知り得た秘密を洩らしてはならない。

(招集)

第18条 委員会は、会長の承認を得て委員長が招集する。

(決議)

第19条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席者の過半数で議決する。

(書面による決議)

第20条 委員長は、緊急を要する事項について、書面による決議を求めることができる。

- 2 前項の場合、委員全員の書面による同意があったときは、委員会の決議があったものとみなす。
- 3 前項の決議があったときは、委員長は、遅滞なく、決議の結果を委員に通知しなければならない。

(報告義務)

第21条 委員長は、委員会の審議の結果を会長に報告しなければならない。

(経過録)

第22条 委員会の運営の結果については経過録を作り、委員長及び副委員長がこれを記名押印して本会に保存するものとする。

附 則

- 1 この改正細則は、平成15年4月1日から施行する。

参照条文 司法書士法施行規則第25条第2項

熊本県司法書士会補助者細則第4条第1項

別紙第1号様式

司法書士補助者使用届			
熊本県司法書士会会長 殿			
氏名又は名称、(代表)社員			職印
事務所			
登録番号 熊本第			号
法人番号 第47			号
下記の者を補助者として使用いたしましたので、お届けいたします。			
記			
氏名		性別	男・女
住所			
生年月日	年	月	日
他の会員と共に使用するときは、他の会員名			
使用開始年月日	年	月	日
備考			
		支部 経由印	

2通提出

参照条文 司法書士法施行規則第25条第2項

熊本県司法書士会補助者細則第7条第1項

別紙第2号様式

司法書士補助者解職・退職届			
年 月 日			
熊本県司法書士会会長 殿			
氏名又は名称、(代表)社員			職印
事務所			
登録番号		熊本	号
法人番号		第47	号
解職 下記のとおり退職いたしましたので、お届けいたします。			
記			
氏名		性別	男・女
住所			
生年月日	年 月 日		
解職・退職年月日	年 月 日		
備考	(理由)		
		支部 経由印	

(注) 補助者証・補助者徽章を添えて提出のこと

2通提出

<h2>司法書士補助者変更届</h2>		
年 月 日		
熊本県司法書士会会長 殿		
氏名又は名称、(代表)社員		職印
事務所		
登録番号 熊本		号
法人番号 第47		号
司法書士補助者として使用している について、 下記事項を変更したのでお届けいたします。		
記		
氏名	新	
	旧	
住所	新	
	旧	
備考		

(注) 補助者証・補助者徽章を添えて提出のこと

2通提出

補 助 者 証				
6 cm	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> No. _____ <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="border-top: 1px solid black; width: 150px;">氏名</td></tr><tr><td style="border-top: 1px solid black; width: 150px;">年 月 日生</td></tr><tr><td style="border-top: 1px solid black; width: 150px;">住所</td></tr></table> <p style="margin-top: 10px;">上記の者は司法書士補助者たることを証明する。</p>	氏名	年 月 日生	住所
氏名				
年 月 日生				
住所				
9 cm	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"><b>注 意 事 項</b></div> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 他人に貸与してはならない。</li><li>2. 遺失、盗難などを防止するとともに自ら記載事項に手を加えたりしてはならない</li><li>3. 滅失若しくは損傷したときは、その旨を届け出て再交付を受けること。</li><li>4. この補助者証の記載事項に変更があったときは、速やかに届け出て再交付を受けること</li><li>5. 志望、退職、解職及び前記1・2があったときは、この補助者証を会に返還しなければならない。</li><li>6. 補助者徽章は、常に佩用すること。</li></ol> <table style="margin-top: 10px; width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">勤務場所</td><td style="width: 50%;">支部</td></tr></table>	勤務場所	支部	
勤務場所	支部			

(表)

(裏)

補助者名簿

写 真	氏 名	ふりがな	M・T・S 年 月 日生	男・ 女
		-----		
住 所				
勤 務 先 事 務 所	支 部			
補助者証 番 号	年 月 日交付 第 号	補助者徽章 番 号	年 月 日交付 第 号	
研修関係		表彰関係		
備 考				
解職・退職 年 月 日				

誓 約 書

補助者氏名

右の者は、司法書士法第三条の事務を行うにつき、その業務を補助されるため  
司法書士補助者として使用するにあたり、熊本県司法書士会補助者細則第三条第一項  
に定める使用制限に該当しないことを違約します。

平成 年 月 日

事務所  
司法書士

職印

熊本県司法書士会会長

殿

別紙様式については、次のとおり改正する。

- (1) 別紙第1号様式〔司法書士補助者使用前届〕は、廃止する。
- (2) 別紙第2号様式〔司法書士補助者使用適否通知書〕は、廃止する。
- (3) 別紙第3号様式〔司法書士補助者使用届〕は、別紙第1号様式とし、
  - ・ 肩書の「別紙第3号様式」を、「別紙第1号様式」とし、参照条文を、「司法書士法施行規則第 条第 項」「熊本県司法書士会補助者細則第4条第1項」に変更する。
  - ・ 届出書中、「氏名」欄を、「氏名は名称、(代表)社員」に、「登録番号」欄を、「登録番号 熊本第 号、法人番号 第47 - 号」に、に変更する。
  - ・ 届出書中、「使用形態」欄を削除し、あらたに「他の会員と共に使用するときは、他の会員名」の欄を設ける。
- (4) 別紙第4号様式〔司法書士補助者解職・退職届〕は、別紙第2号様式とし、
  - ・ 肩書の「別紙第4号様式」を、「別紙第2号様式」とし、参照条文を、「司法書士法施行規則第 条第 項」「熊本県司法書士会補助者細則第7条第1項」に変更する。
  - ・ 届出書中、「氏名」欄を、「氏名又は名称、(代表)社員」に、「登録番号」欄を、「登録番号 熊本第 号、法人番号 第47 - 号」に、に変更する。
  - ・ 届出書中、「司法書士会経由」欄を削除する。
- (5) 別紙第5号様式〔司法書士補助者変更届〕は、別紙第3号様式とし、
  - ・ 肩書の「別紙第5号様式」を、「別紙第3号様式」とし、参照条文を、「熊本県司法書士会補助者細則第4条第2項」に変更する。
  - ・ 届出書中、「氏名」欄を、「氏名又は名称、(代表)社員」に、「登録番号」欄を、「登録番号 熊本第 号、法人番号 第47号 - 号」に、に変更する。
  - ・ 届出書中、「使用形態」欄を削除する。

- (6) 別紙第 6 号様式 [ 補助者証 ] は、別紙第 4 号様式とし、
- ・ 肩書の「別紙第 6 号様式」を、「別紙第 4 号様式」とし、参照条文を、「熊本県司法書士会補助者細則第 9 条第 5 項」に変更する。
  - ・ 届出書中、「司法書士事務所内」を削除する。
- (7) 別紙第 7 号様式 [ 補助者名簿 ] は、別紙第 5 号様式とし、
- ・ 肩書の「別紙第 7 号様式」を、「別紙第 5 号様式」とし、参照条文を、「熊本県司法書士会会則第 1 0 2 条第 2 項」を新設する。
  - ・ 届出書中、「司法書士名」「所属支部」を削除する。
  - ・ 届出書中、「勤務先」を、「勤務先事務所」とし、「司法書士」「事務所」を削除し、「支部」の欄を設ける。
  - ・ 届出書中、「使用適年月日」、「使用年月日」欄を削除する。
- (8) [ 誓約書 ] につき、別紙第 6 号様式とし、
- ・ 肩書を、「別紙第 6 号様式」とし、参照条文を、「熊本県司法書士会補助者細則第 4 条第 1 項第 2 号」に変更する。
  - ・ 誓約書中、「司法書士第 2 条」を、「司法書士法第 3 条」に「熊本県司法書士会補助者規則第 4 条第 1 項」を、「司法書士会補助者細則第 3 条第 1 項」に変更する。